

平成十三年法務省令第一号

法務省組織規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十一年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則を次のように定める。

目次

第一章 本省

第一節 内部部局

- 第一款 大臣官房（第一条—第六条）
- 第二款 民事局（第七条・第七条の二）
- 第三款 刑事局（第八条）
- 第四款 矯正局（第九条—第十二条）
- 第五款 保護局（第十三条—第十五条）
- 第六款 人権擁護局（第十六条・第十六条の二）
- 第七款 訟務局（第十七条・第十八条）

第二節 施設等機関

- 第一款 刑務所・少年刑務所及び拘置所（第十九条）
- 第二款 少年院及び少年鑑別所（第二十条）
- 第三款 削除

第四款 法務総合研究所（第二十一一条）

第五款 矯正研修所（第二十三三条）

第二節 地方支分部局

- 第一款 矯正管区（第二十四条）
- 第二款 法務局及び地方法務局（第二十五条）
- 第三款 保護観察所（第二十六条）

第二章 外局

第一節 出入国在留管理局

- 第一款 内部部局（第二十七条—第三十一条）
- 第二款 施設等機関（第三十二条）
- 第三款 地方支分部局（第三十三条）

第二節 公安調査庁（第三十四条）

第三章 特別顧問（第三十五条）

第四章 雜則（第三十六条）

附則

第一章 本省

第一節 内部部局

（企画再犯防止推進室、広報室及び政策立案・情報管理室並びに企画調査官）

- 第一条 秘書課に、企画再犯防止推進室、広報室及び政策立案・情報管理室並びに企画調査官一人を置く。
- 2 企画再犯防止推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法務省の所掌事務のうち重要事項に係るもの企画及び立案に関する総合調整に係ること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

二 法務に関する調査及び研究に関すること。（企画課の所掌に属するものを除く。）。

三 法務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務（出入国在留管理局の所掌に属するものを除く。）。

企画再犯防止推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

4 3 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 広報に関すること。
- 二 基本法制に関する国民の理解の増進に関すること。
- 三 防災に関する事務の連絡調整に関すること。

四 国民の保護のための措置に関する事務の連絡調整に関すること。

五 広報室に、室長を置く。

六 政策立案・情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二 法務省の行政の考查に関すること。

三 法務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

四 法務省の情報システムの整備及び管理に関すること。

五 政策立案・情報管理室に、室長を置く。

六 企画調査官は、命を受けて、秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものと調査し、企画する事務をつかさどる。

(試験管理官及び企画調査官)

七 第二条 人事課に、試験管理官及び企画調査官それぞれ一人を置く。

八 試験管理官は、命を受けて、人事課の所掌事務のうち法務省の職員の試験の実施並びに司法試験委員会及び検察官・公証人特別任用等審査会の庶務(検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものとを除く)に関する重要な事項に係る事務をつかさどる。

九 企画調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものとを調査し、企画する事務をつかさどる。

(監査室及び庁舎管理室並びに企画調査官)

十 第三条 会計課に、監査室及び庁舎管理室並びに企画調査官一人を置く。

十一 監査室は、法務省の所掌に係る会計の監査に関する事務をつかさどる。

十二 監査室に、室長を置く。

十三 庁舎管理室は、庁内の管理に関する事務をつかさどる。

十四 庁舎管理室に、室長を置く。

十五 企画調査官は、命を受けて、会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものとを調査し、企画する事務をつかさどる。

(技術企画室及び企画調査官)

十六 第四条 施設課に、技術企画室及び企画調査官一人を置く。

十七 技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法務省の所掌事務に関する施設の整備に関する事務のうち建設計画、設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものと企画、立案、調整及び指導並びに積算及び工務検査に関する事務。

二 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整に関する事務。

三 技術企画室に、室長を置く。

四 企画調査官は、命を受けて、施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものとを調査し、企画する事務をつかさどる。

五 第五条 削除

(企画調査官)

六 第六条 司法法制課に、企画調査官一人を置く。

七 第七条 企画調査官は、命を受けて、司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものとを調査し、企画する事務をつかさどる。

(登記情報管理室及び登記情報センター室並びに民事調査官)

八 第二款 民事局

九 第七条 総務課に、登記情報管理室及び登記情報センター室並びに民事調査官一人を置く。

十 第七条 登記情報管理室は、法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理に必要なものの調査、計画及び調整に関する事務をつかさどる。

十一 登記情報管理室に、室長を置く。

十二 登記情報センター室は、法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記に関する情報システムの運用及び管理に係るものに関する事務をつかさどる。

十三 登記情報センター室に、室長を置く。

十四 民事調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものとを調査し、企画する事務をつかさどる。

(所有者不明土地等対策推進室及び地図企画官)

十五 第七条の二 民事第二課に、所有者不明土地等対策に係るものと企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

十六 地図企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

(所有者不明土地等対策推進室及び地図企画官)

十七 不動産登記に関する事務のうち地図及び筆界の特定その他の特定事項に係るものと企画及び調整に関する事務。

(所有者不明土地等対策推進室及び地図企画官)

十八 司法書士及び土地家屋調査士に関する事務のうち特定事項に係るものと企画及び調整に関する事務。

(所有者不明土地等対策推進室及び地図企画官)

第三款 刑事局

(企画調査室並びに企画官及び刑事調査官)

第八条 総務課に、企画調査室並びに企画官及び刑事調査官それぞれ一人を置く。

企画調査室は、検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本の方針に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。

企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 檢察官の組織及び運営に関する事務のうち職員の教養及び訓練に関する特定事項に係るもの企画及び立案すること。

二 檢務事務に関する事務のうち特定事項に係るもの企画及び立案すること。

三 刑事調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項に係るもの企画及び立案すること。

四 刑事調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

五 刑事調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

第四款 矯正局

(矯正監査室並びに情報通信企画官及び矯正調査官)

第九条 総務課に、矯正監査室並びに情報通信企画官一人及び矯正調査官一人を置く。

矯正監査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 矯正施設の実地監査に関すること。

二 被収容者の不服及び苦情の処理に関すること。

三 矯正監査室に、室長を置く。

四 情報通信企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 矯正の情報システムの整備及び管理に係るもの企画及び調整に関する事務。

二 矯正通信(法務省設置法第四条第十二号から第十二号の三までに規定する事務の円滑な遂行を図るために開設する無線局による無線通信その他の通信をいう。)に関する事務のうち技術的事項に係るもの企画及び調整に関する事務。

三 矯正調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項に係るもの企画及び立案し、企画する事務をつかさどる。

四 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

五 矯正調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項に係るもの企画及び立案し、企画する事務をつかさどる。

六 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

七 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

八 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

九 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十一 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十二 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十三 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十四 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十五 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十六 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十七 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十八 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

十九 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十一 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十二 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十三 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十四 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十五 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十六 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十七 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十八 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

二十九 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

三十 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

三十一 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

三十二 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

三十三 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

三十四 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

三十五 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

三十六 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

三十七 矯正調査官は、命を受けて、企画する事務をつかさどる。

一 保護司に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）のうち特定事項に係るもの企画及び調整に関すること。

二 更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち特定事項に係るもの企画及び調整に関すること。

三 保護調査官は、命を受けて、更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るもの企画及び調整に関する事務をつかさどる。

第十五条 観察課に、処遇企画官一人を置く。

2 処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設又は少年院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るもの企画及び調整に関する事務をつかさどる。

第六款 人権擁護局

（人権擁護推進室）

第十六条 総務課に、人権擁護推進室を置く。

2 人権擁護推進室は、人権擁護に関する基本的な事項に係る企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3 人権擁護推進室に、室長を置く。

（調査救済調整官）

第十七条 総務課に、調査救済課に、調査救済調整官一人を置く。

2 調査救済調整官は、命を受けて、調査救済課の所掌事務のうち特定事項に係るもの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第七款 訟務局

（訴務調査室）

第十八条 訟務企画課に、訴務調査室を置く。

2 訟務調査室は、国の利害に關係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。

第二節 施設等機関

第一款 刑務所

刑務所、少年刑務所及び拘置所

第十九条 刑務所、少年刑務所及び拘置所については、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の定めるところによる。

第二款 少年院及び少年鑑別所

第二十条 少年院及び少年鑑別所については、少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の定めるところによる。

第三款 削除

第二十一条 削除

第四款 法務総合研究所

第二十二条 法務総合研究所については、法務総合研究所組織規則（平成十三年法務省令第七号）の定めるところによる。

第五款 矯正研修所

第二十三条 矯正研修所については、矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の定めるところによる。

第三節 地方支分部局

第一款 矯正管区

矯正管区については、矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の定めるところによる。

第二款 法務局及び地方法務局

第二十五条 法務局及び地方法務局については、法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の定めるところによる。

第三款 保護観察所

第二十六条 保護観察所については、保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の定めるところによる。

第二章 外局

第一節 出入国在留管理局

第一款 内部部局

（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室）

第二十七 条 総務課に、出入国在留監査指導室及び情報システム管理室を置く。

2 出入国在留監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 出入国在留管理庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。
- 二 入国者収容所等の実地監査に関すること。
- 三 入国者収容所等に収容中の者の不服及び苦情の処理に関すること。
- 四 入国者収容所等観察委員会に関すること。
- 5 3 出入国在留監査指導室に、室長を置く。
- 4 3 情報システム管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 出入国在留管理庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五十の規定による通知に関すること。
- 3 情報システム管理室に、室長を置く。
- 5 3 外国人施策推進室に、室長を置く。
- （外国人施策推進室）
- 第二十九条** 政策課に、外国人施策推進室を置く。
- 第二十八条** 政策課に、外国人施策推進室を置く。
- 2 政策課は、法務省設置法第二十八条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- 3 外国人施策推進室に、室長を置く。
- （難民認定室）
- 第二十九条** 出入国管理課に、難民認定室を置く。
- 2 難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 一時庇護のための上陸の許可に関する事務。
- 2 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の二第一項の規定による在留の許可、同条第四項の規定による許可の取消し並びに同法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可及び同法第六十一条の二の五第一項の規定による在留資格の取得の許可に関する事務。（審判課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 難民旅行証明書に関する事務。
- 4 難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務。（審判課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 在留審査調整室に、室長を置く。
- （在留審査調整官）
- 第三十条** 在留管理課に、在留審査調整室及び在留審査調整官一人を置く。
- 2 在留管理業務室は、外国人の中長期の在留の管理に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 3 在留管理業務室に、室長を置く。
- 4 在留審査調整官は、命を受けて、在留管理課の所掌事務のうち特定事項に係るものに調整に関する事務をつかさどる。
- （支援企画官）
- 第三十一条** 在留支援課に、支援企画官一人を置く。
- 2 支援企画官は、命を受けて、在留支援課の所掌事務のうち特定事項に係るものに企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
- （入国者収容所）
- 第三十二条** 入国者収容所については、入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の定めるところによる。
- 第三十三条** 地方出入国在留管理局については、地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の定めるところによる。
- 第三十四条** 第二節 公安調査庁については、公安調査庁組織規則（平成十三年法務省令第一号）の定めるところによる。
- 第三十五条** 第三章 特別顧問 法務省に、特別顧問九人以内を置く。
- 2 特別顧問は、司法制度及び法務に係る基本的な事項について、法務大臣の諮詢に答え、又は法務大臣に意見を述べる。
- 3 特別顧問は、非常勤とする。
- 第四章 雜則**
- 第三十六条** この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、本省の内部部局にあつては官房長又は各局長が法務大臣の承認を受けて定め、出入国在留管理局にあつては出入国在留管理長官が定める。

- （施行期日）
 1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
 （この本部令の効力）
 2 この本部令は、その施行の日に、法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）となるものとする。
- 附 則**（平成一四年四月一日法務省令第三〇号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一五年四月一日法務省令第三二号）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定は、平成十五年六月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年七月一六日法務省令第五五号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一五年一二月一九日法務省令第七六号）
 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一六年三月二四日法務省令第一八号）
 この省令は、平成十六年三月二四日から施行する。
- 附 則**（平成一七年一月一八日法務省令第四八号）
 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一七年五月一三日法務省令第六九号）
 この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。
- 附 則**（平成一七年七月七日法務省令第七八号）
 この省令は、平成十七年七月十五日から施行する。
- 附 則**（平成一七年四月一一日法務省令第三二号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一八年五月三〇日法務省令第一〇〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年三月三一日法務省令第三二号）
 この省令は、平成十八年三月三一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年五月一三日法務省令第五八号）
 この省令は、平成十八年五月一三日から施行する。
- 附 則**（平成一八年五月三〇日法務省令第二〇〇号）
 この省令は、平成十九年五月三〇日から施行する。
- 附 則**（平成一九年四月一日法務省令第一三号）
 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年三月三一日法務省令第二一号）
 この省令は、平成二十年三月三一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年四月一九日法務省令第三五号）
 この省令は、平成二十年四月一九日から施行する。
- 附 則**（平成一九年五月一九日法務省令第二九号）
 この省令は、平成二十一年五月一九日から施行する。
- 附 則**（平成一九年三月三一日法務省令第七号）
 この省令は、平成二十三年三月三一日から施行する。
- 附 則**（平成一四年四月一一日法務省令第一三号）
 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一四年四月六日法務省令第四号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一四年六月二七日法務省令第五号）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の施行の日（平成二十年五月二十四日）から施行する。
- 附 則**（平成一四年六月二八日法務省令第二九号）
 この省令は、平成二十六年六月二八日から施行する。
- 附 則**（平成一六年四月一一日法務省令第一五号）
 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一七年五月一六日法務省令第四号）
 この省令は、平成二十七年五月一六日から施行する。
- 附 則**（平成一七年九月三〇日法務省令第四四号）
 この省令は、平成二十七年九月三〇日から施行する。
- 附 則**（平成一八年三月三一日法務省令第一九号）
 この省令は、平成二十八年三月三一日から施行する。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日法務省令第六号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月三〇日法務省令第六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日法務省令第一七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日法務省令第九号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日法務省令第二〇号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月二十五日法務省令第一三号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三〇日法務省令第九号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年一一月六日法務省令第四〇号）

この省令は、令和五年十二月一日から施行する。

附則（令和六年三月一二日法務省令第一〇号）

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年三月一九日法務省令第一四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年五月一九日法務省令第三八号）

この省令は、令和六年六月十日から施行する。